２　この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、３に定めるところに従って終了するまで引き続き効力を有する。

３　いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

４　両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国間の投資を更に促進することを目的として、この協定の見直しを行う。

５　この協定の終了の日の前に形成された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

６　附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十年一月八日にラバトで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
鈴木馨祐
モロッコ王国政府のために
M・J

附属書（第九条関係）　収用及び補償

１　両締約国は、第九条１の規定が収用に関する国家の義務に係る国際慣習法を反映することを意図したものであるとの理解を共有していることを確認する。

２　第九条１の規定は、次の二の事態を取り扱う。

(a)　第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b)　第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国の一又は一連の措置が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

３　締約国の一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するかどうかを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(a)　当該措置の経済的な影響（ただし、当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(b)　当該措置が投資財産から生ずる明確かつ合理的な期待を害する程度

(c)　当該措置の性質（当該措置の適用期間、当該措置が無差別なものであるかどうか、及び当該措置が公共の利益に比して均衡を失するものであるかどうかを含む。）

４　締約国の一又は一連の措置がその目的に照らして著しく厳しい場合又は著しく均衡を失する場合等極めて限られた場合を除くほか、公共の福祉に係る正当な目的（例えば、公衆衛生、安全及び環境）を保護するために立案され、及び適用される締約国の差別的でない措置は、間接的な収用を構成しない。

外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　安倍　晋三

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
JAPAN AND THE KINGDOM OF MOROCCO
FOR THE PROMOTION AND PROTECTION OF INVESTMENT

The Government of Japan and the Government of the Kingdom of Morocco,

Desiring to further promote investment in order to strengthen the economic relationship between Japan and the Kingdom of Morocco (hereinafter referred to as "the Contracting Parties");

Intending to further create stable, equitable, favourable and transparent conditions for greater investment by investors of a Contracting Party in the Territory of the other Contracting Party;

Recognising that the reciprocal promotion and protection of such investment will be conducive to stimulation of business initiative and increase prosperity in both Contracting Parties;

Recognising that these objectives can be achieved without relaxing health, safety and environmental measures of general application; and

Recognising the inherent right of the Contracting Parties to regulate and resolving to preserve their flexibility to set legislative and regulatory priorities, safeguard public welfare, and protect legitimate public welfare objectives, such as public health, safety, the environment, the conservation of living or non-living exhaustible natural resources, the integrity and stability of the financial system and public morals;

Have agreed as follows:

Article 1
Definitions

For the purposes of this Agreement:

(a) the term "investment" means every kind of asset made in accordance with applicable laws and regulations, and owned or controlled, directly or indirectly, by an investor, that has the characteristics of an investment, such as the commitment of capital or other resources, the expectation of gain or profit, the assumption of risk or certain duration, including, in particular, though not exclusively: